

議案第 16 号

橋本市保健福祉センター設置及び管理条例の一部を改正する条例
について

橋本市保健福祉センター設置及び管理条例の一部を改正する条例について、
別紙のとおり定めたいので、議会の議決を求める。

令和 2 年 11 月 30 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

橋本市保健福祉センター設置及び管理条例の一部を改正する条例

橋本市保健福祉センター設置及び管理条例(平成24年橋本市条例第35号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分
は、次の表中下線の部分である。

改正後		改正前	
別表第2(第6条、第10条関係)		別表第2(第6条、第10条関係)	
いきいきルーム運動機器使用料 1人1回 182円		いきいきルーム運動機器使用料 1人1回 96円	
備考 略		備考 略	

附 則

この条例は、令和3年10月1日から施行する。